

## ( 22 ) 未 収 金 一 覧 表

[管理業者→貸主]

### 本書式の趣旨

書式 2—(21)・(23)の報告書とあわせて、賃料等の収納状況についての一覧を貸主に報告するものである。

### 解説

- ① これも、民法第 645 条の委任契約上の報告義務の一環であり、とくに貸主にとっては、賃貸住宅経営の収入報告でもあるから関心も大きく、定期的に報告する必要がある。本書式で、未払い分がその時点での程度発生しているのかの全体像を貸主に示すことが主たる役割となる。
- ② 賃料等収納状況については、2—(21)の書式でその月の収納状況の全体像を示し、本書式及び 2—(23)で未払い分の状況を示している。このように、賃料等の収納状況は貸主の最大の関心事であるで、いくつかの書式で情報を多角的に伝えることも検討されてよい。
- ③ 未払い賃料については、督促等を行う必要があるが、そのためには借主別の状況表が必要であり、その役割は 2—(23)が担う。本書式では、まず未払い分がその時点でどの程度発生しているのかの全体像を貸主に示すことになる。
- ④ 借主が滞納の理由等を述べている場合には、その理由と、いつ支払うと約束しているのかなどについても報告する。